

審査基準表

(業務用 (toB) 商品開発モデル実証業務委託)

審査項目	審査内容	配点
事業の理解度・趣旨への適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の課題（資材高騰・人手不足）と BtoB シフトの必要性を深く理解しているか。 ・提案内容が事業目的と合致し、実効性の高いものとなっているか。 	15
需要調査・分析能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者（飲食店・メーカー等）の本音を引き出す具体的な調査手法が提案されているか。 ・単なる御用聞きではなく、マーケット・インの視点での分析力が期待できるか。 	15
商品開発・コスト低減の支援力	<ul style="list-style-type: none"> ・バルク包装や工程簡素化など、具体的なコスト削減のノウハウや専門知識を有しているか。 ・農業法人等の現場に即した、無理のない改善アドバイスができる体制か。 	20
ネットワーク・マッチング力	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者との具体的な独自のネットワーク（販路）を持っているか。 ・形式的な商談会にとどまらず、成約に繋げるための具体的なマッチング手法が示されているか。 	25
既調査品目のフォローアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事業者を放置せず、規模や特性に応じた的確な伴走支援計画が立てられているか。 ・商談の進捗管理やブラッシュアップの具体策が示されているか。 	15
事業実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に遂行できる人員配置、専門性、組織体制が整っているか。 ・年度内の成果創出に向けた工程管理が適切か。 	10
合計		100

【審査方法】

- (1) 審査員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての審査員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点×6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点×6 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。